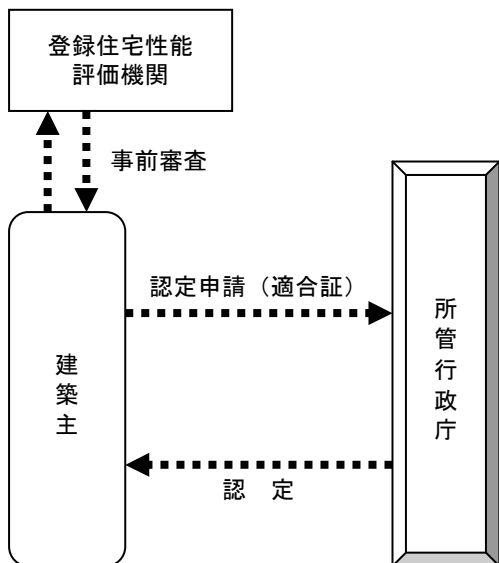


## 登録住宅性能評価機関の事前審査を経る場合



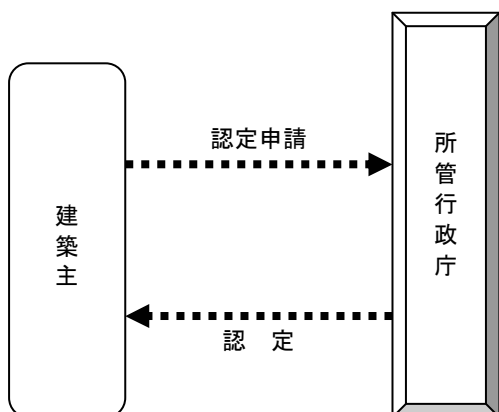
### 計画の認定 (1戸当たり)

住宅の種別	手数料の額
戸建て住宅	6,000 円
共同住宅など (1棟5戸以下)	12,000 円
共同住宅など (1棟6戸以上)	21,000 円

### 認定を受けた計画の変更の認定 (1戸当たり)

住宅の種別	手数料の額
戸建て住宅	3,000 円
共同住宅など (1棟5戸以下)	6,000 円
共同住宅など (1棟6戸以上)	10,500 円

## 多治見市へ直接申請した場合



### 計画の認定 (1戸当たり)

住宅の種別	手数料の額
戸建て住宅	50,000 円
共同住宅など (1棟5戸以下)	110,000 円
共同住宅など (1棟6戸以上)	172,000 円

### 認定を受けた計画の変更の認定 (1戸当たり)

住宅の種別	手数料の額
戸建て住宅	25,000 円
共同住宅など (1棟5戸以下)	55,000 円
共同住宅など (1棟6戸以上)	86,000 円

※1 共同住宅などの認定申請手数料については、上記の金額を同時に申請する住宅の戸数で除して得た額 (100円未満切り捨て) となります。

※2 認定申請に合わせて建築確認審査を申し出る場合については、認定を受けようとする建築物の床面積に応じて、認定申請手数料に建築確認申請手数料を加算した額となります。

また、構造計算適合性判定を要する建築物について、建築確認審査を申し出る場合は、認定申請手数料に、建築確認申請手数料と構造計算適合性判定手数料を加算した額となります。

※3 認定手数料については、平成21年9月1日から徴収を開始します。

ただし、認定申請に合わせて建築確認審査を申し出る場合の建築確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料については、平成21年6月29日から徴収を開始しております。